（中小企業等協同組合法第七条第三項の規定による届出に関する規則の一部改正）

第三条　中小企業等協同組合法第七条第三項の規定による届出に関する規則（昭和三十九年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［様式］ 様式（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。） 中小企業等協同組合法第７条第３項の規定による届出書 年　月　日 公正取引委員会　殿 名　称 代表者の役職・氏名 中小企業等協同組合法第７条第３項の規定により、昭和39年公正取引委員会規則第１号に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。 記 １　組合に関する書類	［様式］ 様式（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。） 中小企業等協同組合法第７条第３項の規定による届出書 令和　年　月　日 公正取引委員会　殿 名　称 代表者の役職・氏名　印 中小企業等協同組合法第７条第３項の規定により、昭和39年公正取引委員会規則第１号に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。 記 １　組合に関する書類

事務上の連絡先	電話番号　－　－ 部署・担当者名					
(1) 名称（フリガナ）						
(2) 住所	〒　－					
(3) 設立年月日	年　月　日					
(4) 地区						
(5) 連合会に加入しているときは、当該連合会の名称及び住所						
(6) 現に行っている事業の内容						
(7) 組合員の数	ア　小売業を主たる事業とする組合員の数	従業員数／資本金の額又は出資の総額等	個人	５千万円以下	５千万円超	計
		50人以下				
		51人～100人				
		100人超				
		計				A
	イ　サービス業を主たる事業とする組合員の数	従業員数／資本金の額又は出資の総額等	個人	５千万円以下	５千万円超	計
		100人以下				
		100人超				
		計				B
	ウ　卸売業を主たる事業とする組合員の数	従業員数／資本金の額又は出資の総額等	個人	１億円以下	１億円超	計
		100人以下				
		100人超				
		計				C

事務上の連絡先	電話番号　－　－ 部署・担当者名					
(1) 名称（フリガナ）						
(2) 住所	〒　－					
(3) 設立年月日	年　月　日					
(4) 地区						
(5) 連合会に加入しているときは、当該連合会の名称及び住所						
(6) 現に行っている事業の内容						
(7) 組合員の数	ア　小売業を主たる事業とする組合員の数	従業員数／資本金の額又は出資の総額等	個人	５千万円以下	５千万円超	計
		50人以下				
		51人～100人				
		100人超				
		計				A
	イ　サービス業を主たる事業とする組合員の数	従業員数／資本金の額又は出資の総額等	個人	５千万円以下	５千万円超	計
		100人以下				
		100人超				
		計				B
	ウ　卸売業を主たる事業とする組合員の数	従業員数／資本金の額又は出資の総額等	個人	１億円以下	１億円超	計
		100人以下				
		100人超				
		計				C

備考　表中の［　］の記載は注記である。